

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
<p>《訪問系サービス》</p> <p>第 1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>256 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>404 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>587 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>669 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>754 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>837 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>921 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>256 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>404 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>587 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>669 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>754 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>837 単位</u></p>	<p>《訪問系サービス》</p> <p>第 1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u></p>

(7) 所要時間 3 時間以上の場合	<u>921 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合	<u>916 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合		ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>106 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>105 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合	<u>153 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合	<u>152 単位</u>
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	<u>197 単位</u>	(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	<u>196 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	<u>239 単位</u>	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	<u>238 単位</u>
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>311 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数	(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>309 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合		ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>106 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>105 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合	<u>197 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合	<u>196 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>345 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>343 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	<u>102 単位</u>	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	<u>101 単位</u>
※共生型サービスは上記と同様。		※共生型サービスは上記と同様。	
第 2 重度訪問介護		第 2 重度訪問介護	
重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合		イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>186 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>

(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>277 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>369 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>461 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>553 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>644 単位</u>	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>736 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>821 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>817 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,505 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,184 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>81 単位</u> を加算した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>80 単位</u> を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,834 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,520 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合		□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>186 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>277 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>369 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>461 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>553 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 644 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 736 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 821 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,505 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合
2,184 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合
2,834 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合
3,520 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

第 3 同行援護

同行援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 191 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 302 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 436 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 501 単位

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 640 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 732 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,497 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合
2,172 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合
2,818 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合
3,500 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

第 3 同行援護

同行援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 190 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 300 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 433 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 498 単位

ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>566 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>563 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>632 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>628 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>697 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>66 単位</u> を加算した単位数		ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>693 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>65 単位</u> を加算した単位数	
第 4 行動援護		第 4 行動援護	
行動援護サービス費		行動援護サービス費	
イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>288 単位</u>	イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>258 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>437 単位</u>	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>407 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>619 単位</u>	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>592 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>762 単位</u>	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>741 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>905 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>891 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,047 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,040 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,191 単位</u>	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,191 単位</u>
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,334 単位</u>	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340 単位</u>
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,479 単位</u>	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,491 単位</u>
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,623 単位</u>	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641 単位</u>
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,764 単位</u>	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,791 単位</u>
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,904 単位</u>	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940 単位</u>
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,046 単位</u>	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,091 単位</u>
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,192 単位</u>	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240 単位</u>
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,340 単位</u>	コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,391 単位</u>
ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,485 単位</u>	ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,540 単位</u>

第5 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 204 単位

(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合 305 単位に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 101 単位を加算した単位数

(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合
2,514 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 99 単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 973 単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,019 単位

《日中活動系サービス》

第1 療養介護

療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費（I）

第5 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 203 単位

(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合 303 単位に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数

(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合
2,501 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953 単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003 単位

《日中活動系サービス》

第1 療養介護

療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費（I）

(一) 利用定員が 40 人以下	<u>974 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>965 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>948 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>939 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>900 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>891 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>861 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>853 単位</u>
(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)		(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>710 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>703 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>674 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>667 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>625 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>619 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>595 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>589 単位</u>
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>561 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>556 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>532 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>527 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>502 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>497 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>481 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>475 単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>452 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>445 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>416 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>409 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>385 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>381 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>366 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>361 単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>452 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>445 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>416 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>409 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>385 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>381 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>366 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>361 単位</u>

<p>ロ 経過的療養介護サービス費</p> <p>(1) 経過的療養介護サービス費 (I)</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下 <u>915 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>911 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>882 単位</u></p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上 <u>846 単位</u></p> <p>第 2 生活介護</p> <p>生活介護サービス費 (1日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>ロ 経過的療養介護サービス費</p> <p>(1) 経過的療養介護サービス費 (I)</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下 <u>902 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>902 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>873 単位</u></p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上 <u>838 単位</u></p> <p>第 2 生活介護</p> <p>生活介護サービス費 (1日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(1) <u>利用定員が 20 人以下</u></p> <p>(一) <u>区分 6</u> <u>1,288 単位</u></p> <p>(二) <u>区分 5</u> <u>964 単位</u></p> <p>(三) <u>区分 4</u> <u>669 単位</u></p> <p>(四) <u>区分 3</u> <u>599 単位</u></p> <p>(五) <u>区分 2 以下</u> <u>546 単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が 21 人以上 40 人以下</u></p> <p>(一) <u>区分 6</u> <u>1,147 単位</u></p> <p>(二) <u>区分 5</u> <u>853 単位</u></p> <p>(三) <u>区分 4</u> <u>585 単位</u></p> <p>(四) <u>区分 3</u> <u>524 単位</u></p> <p>(五) <u>区分 2 以下</u> <u>476 単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が 41 人以上 60 人以下</u></p> <p>(一) <u>区分 6</u> <u>1,108 単位</u></p>
---	---

(削る)	(二) <u>区分5</u>	<u>820 単位</u>
	(三) <u>区分4</u>	<u>562 単位</u>
	(四) <u>区分3</u>	<u>496 単位</u>
	(五) <u>区分2以下</u>	<u>453 単位</u>
	(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(削る)	(一) <u>区分6</u>	<u>1,052 単位</u>
	(二) <u>区分5</u>	<u>785 単位</u>
	(三) <u>区分4</u>	<u>543 単位</u>
	(四) <u>区分3</u>	<u>487 単位</u>
	(五) <u>区分2以下</u>	<u>439 単位</u>
(削る)	(5) <u>利用定員が81人以上</u>	
	(一) <u>区分6</u>	<u>1,039 単位</u>
	(二) <u>区分5</u>	<u>774 単位</u>
	(三) <u>区分4</u>	<u>541 単位</u>
	(四) <u>区分3</u>	<u>484 単位</u>
(削る)	(五) <u>区分2以下</u>	<u>434 単位</u>
	※1 <u>短時間利用減算</u> <u>前3月の利用者のうち、平均利用時間が5時間未満の利用者の割合が、事業所の利用者全体の50/100以上に該当する場合に減算する。</u> <u>所定単位数の30%減算</u>	
(削る)	※2 <u>開所時間減算</u> <u>運営規程に定める営業時間が6時間未満の場合に減算する。</u>	

		<u>営業時間が4時間未満：所定単位数の50%減算</u> <u>営業時間が4時間以上6時間未満：所定単位数の30%減算</u>
(1) <u>利用定員が5人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>669単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>500単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>347単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>310単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>283単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>836単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>625単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>434単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>387単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>353単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,003単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>750単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>520単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>465単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>423単位</u>	
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,170単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>875単位</u>	

(三) <u>区分4</u>	<u>607単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>543単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>495単位</u>	
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,628単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,218単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>845単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>755単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>689単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,672単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,250単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>866単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>775単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>706単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,733単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,312単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>927単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>837単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>767単位</u>	
(2) <u>利用定員が6人以上10人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>649単位</u>	

(二) <u>区分5</u>	<u>485単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>336単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>301単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>274単位</u>
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>812単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>607単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>420単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>376単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>343単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>974単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>727単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>504単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>452単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>411単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,136単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>849単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>588単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>526単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>480単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,580単位</u>

(二) <u>区分5</u>	<u>1,182単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>819単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>733単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>668単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,622単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,213単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>840単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>752単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>685単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,684単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,274単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>901単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>814単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>746単位</u>	
(3) <u>利用定員が11人以上20人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>517単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>386単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>268単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>239単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>218単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		

(一) <u>区分6</u>	<u>646単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>483単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>335単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>300単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>273単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>774単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>578単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>401単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>358単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>327単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>904単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>676単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>469単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>419単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>381単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,258単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>941単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>652単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>583単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>532単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	

(一) <u>区分6</u>	<u>1,291単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>966単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>669単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>598単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>545単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,353単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,027単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>730単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>660単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>607単位</u>	
(4) <u>利用定員が21人以上30人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>449単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>333単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>228単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>204単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>185単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>575単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>427単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>293単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>262単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>236単位</u>	

③ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 区分 6	690単位
(二) 区分 5	512単位
(三) 区分 4	351単位
(四) 区分 3	313単位
(五) 区分 2 以下	284単位
④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 区分 6	805単位
(二) 区分 5	597単位
(三) 区分 4	409単位
(四) 区分 3	366単位
(五) 区分 2 以下	332単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,120単位
(二) 区分 5	833単位
(三) 区分 4	570単位
(四) 区分 3	510単位
(五) 区分 2 以下	463単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,150単位
(二) 区分 5	854単位
(三) 区分 4	584単位
(四) 区分 3	523単位
(五) 区分 2 以下	475単位

⑦ <u>所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	1,211 単位	
(二) <u>区分 5</u>	915 単位	
(三) <u>区分 4</u>	646 単位	
(四) <u>区分 3</u>	584 単位	
(五) <u>区分 2 以下</u>	536 単位	
(5) <u>利用定員が31人以上40人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間 3 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	447 単位	
(二) <u>区分 5</u>	331 単位	
(三) <u>区分 4</u>	226 単位	
(四) <u>区分 3</u>	203 単位	
(五) <u>区分 2 以下</u>	184 単位	
② <u>所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	558 単位	
(二) <u>区分 5</u>	414 単位	
(三) <u>区分 4</u>	284 単位	
(四) <u>区分 3</u>	253 単位	
(五) <u>区分 2 以下</u>	229 単位	
③ <u>所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	670 単位	
(二) <u>区分 5</u>	497 単位	
(三) <u>区分 4</u>	340 単位	
(四) <u>区分 3</u>	305 単位	

(五) <u>区分2以下</u>	<u>277単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>782単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>579単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>396単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>355単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>322単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,087単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>808単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>553単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>495単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>450単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,116単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>829単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>567単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>507単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>461単位</u>
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,178単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>890単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>629単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>568単位</u>

(五) <u>区分2以下</u>	<u>522単位</u>	(新設)
(6) <u>利用定員が41人以上50人以下</u>		
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>445単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>328単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>224単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>198単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>181単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>555単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>410単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>281単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>247単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>226単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>666単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>493単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>337単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>297単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>271単位</u>	
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>778単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>574単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>393単位</u>	

(四) <u>区分3</u>	<u>346単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>316単位</u>	
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,082単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>800単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>547単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>483単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>441単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,110単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>821単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>561単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>495単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>452単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,172単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>882単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>623単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>556単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>513単位</u>	
(7) <u>利用定員が51人以上60人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>431単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>319単位</u>	

(三) <u>区分4</u>	<u>221単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>197単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>178単位</u>
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>539単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>398単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>276単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>245単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>222単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>647単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>477単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>330単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>294単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>266単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>754単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>557単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>384単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>343単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>310単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,049単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>775単位</u>

(三) <u>区分4</u>	<u>533単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>475単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>429単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,078単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>797単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>547単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>488単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>442単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,140単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>858単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>609単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>549単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>503単位</u>	
(8) <u>利用定員が61人以上70人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>421単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>314単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>219単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>195単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>176単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>527単位</u>	

(二) <u>区分5</u>	<u>393単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>274単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>243単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>220単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>633単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>472単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>327単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>291単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>264単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>738単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>550単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>381単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>339単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>307単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,026単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>764単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>530単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>471単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>426単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,054単位</u>

(二) <u>区分5</u>	<u>786単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>544単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>484単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>438単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,115単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>847単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>605単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>545単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>499単位</u>	
(9) <u>利用定員が71人以上80人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>413単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>309単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>214単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>191単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>173単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>515単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>384単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>267単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>237単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>215単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		

(一) <u>区分6</u>	<u>618単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>461単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>319単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>285単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>257単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>720単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>538単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>372単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>331単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>300単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,000単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>745単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>516単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>459単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>415単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,027単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>766単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>529単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>471単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>425単位</u>
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>	

(一) <u>区分6</u>	<u>1,088単位</u>	(新設)
(二) <u>区分5</u>	<u>828単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>590単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>532単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>487単位</u>	
(10) <u>利用定員が81人以上</u>		
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>408単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>306単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>211単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>189単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>171単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>510単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>381単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>264単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>235単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>212単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>611単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>456単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>315単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>283単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>254単位</u>	

④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 区分 6	713単位
(二) 区分 5	532単位
(三) 区分 4	367単位
(四) 区分 3	329単位
(五) 区分 2 以下	297単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 区分 6	991単位
(二) 区分 5	739単位
(三) 区分 4	510単位
(四) 区分 3	457単位
(五) 区分 2 以下	411単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,017単位
(二) 区分 5	759単位
(三) 区分 4	523単位
(四) 区分 3	470単位
(五) 区分 2 以下	423単位
⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,078単位
(二) 区分 5	821単位
(三) 区分 4	584単位
(四) 区分 3	531単位
(五) 区分 2 以下	485 単位

<p>ロ 共生型生活介護サービス費</p> <p>(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) <u>697 単位</u></p> <p>(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) <u>859 単位</u></p> <p>ハ 基準該当生活介護サービス費</p> <p>(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) <u>697 単位</u></p> <p>(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) <u>859 単位</u></p> <p>第3 短期入所</p> <p>短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)</p> <p>(一) 区分6 <u>923単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>784単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>648単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>583単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>509単位</u></p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)</p> <p>(一) 区分6 <u>602単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>527単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>318単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>240単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>173単位</u></p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)</p> <p>(一) 区分3 <u>784単位</u></p>	<p>ロ 共生型生活介護サービス費</p> <p>(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) <u>693 単位</u></p> <p>(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) <u>854 単位</u></p> <p>ハ 基準該当生活介護サービス費</p> <p>(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) <u>693 単位</u></p> <p>(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) <u>854 単位</u></p> <p>第3 短期入所</p> <p>短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)</p> <p>(一) 区分6 <u>903 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>767 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>634 単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>570 単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>498 単位</u></p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)</p> <p>(一) 区分6 <u>589 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>516 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>311 単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>235 単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>169 単位</u></p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)</p> <p>(一) 区分3 <u>767 単位</u></p>
--	---

(二) 区分 2	<u>615単位</u>	(二) 区分 2	<u>602 単位</u>
(三) 区分 1	<u>509単位</u>	(三) 区分 1	<u>498 単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>527単位</u>	(一) 区分 3	<u>516 単位</u>
(二) 区分 2	<u>279単位</u>	(二) 区分 2	<u>273 単位</u>
(三) 区分 1	<u>173単位</u>	(三) 区分 1	<u>169 単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅰ)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅰ)	
(一) 区分 6	<u>1,164単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,104 単位</u>
(二) 区分 5	<u>1,026単位</u>	(二) 区分 5	<u>969 単位</u>
(三) 区分 4	<u>889単位</u>	(三) 区分 4	<u>835 単位</u>
(四) 区分 3	<u>824単位</u>	(四) 区分 3	<u>772 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>751単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>700 単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅱ)	
(一) 区分 6	<u>844単位</u>	(一) 区分 6	<u>791 単位</u>
(二) 区分 5	<u>770単位</u>	(二) 区分 5	<u>719 単位</u>
(三) 区分 4	<u>559単位</u>	(三) 区分 4	<u>513 単位</u>
(四) 区分 3	<u>483単位</u>	(四) 区分 3	<u>438 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>413単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>370 単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>1,026単位</u>	(一) 区分 3	<u>969 単位</u>
(二) 区分 2	<u>858単位</u>	(二) 区分 2	<u>804 単位</u>
(三) 区分 1	<u>752単位</u>	(三) 区分 1	<u>700 単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>770単位</u>	(一) 区分 3	<u>719 単位</u>

(二) 区分2	<u>521単位</u>	(二) 区分2	<u>475 単位</u>
(三) 区分1	<u>412単位</u>	(三) 区分1	<u>370 単位</u>
(9) <u>福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）</u>		(新設)	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,107単位</u>		
(二) <u>区分5</u>	<u>977単位</u>		
(三) <u>区分4</u>	<u>846単位</u>		
(四) <u>区分3</u>	<u>784単位</u>		
(五) <u>区分1及び区分2</u>	<u>715単位</u>		
(10) <u>福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）</u>		(新設)	
(一) <u>区分3</u>	<u>977単位</u>		
(二) <u>区分2</u>	<u>816単位</u>		
(三) <u>区分1</u>	<u>714単位</u>		
□ 医療型短期入所サービス費		□ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>3,117単位</u>	(1) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>3,010 単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,864単位</u>	(2) 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,762 単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,826単位</u>	(3) 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,747 単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>2,938単位</u>	(1) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>2,835 単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,735単位</u>	(2) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,636 単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,723単位</u>	(3) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,646 単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	<u>2,150単位</u>	(4) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	<u>2,070 単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	<u>2,020単位</u>	(5) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	<u>1,943 単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	<u>1,328単位</u>	(6) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	<u>1,266 単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	

(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）	<u>784単位</u>	(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）	<u>767 単位</u>
(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）	<u>240単位</u>	(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）	<u>235 単位</u>
(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）	<u>1,013単位</u>	(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）	<u>965 単位</u>
(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>471単位</u>	(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>436 単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>784単位</u>	(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>767 単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>240単位</u>	(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>235 単位</u>
<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>		<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>	
第1 施設入所支援		第1 施設入所支援	
施設入所支援サービス費（1日につき）		施設入所支援サービス費（1日につき）	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	<u>463単位</u>	(1) 区分6	<u>459 単位</u>
(2) 区分5	<u>392単位</u>	(2) 区分5	<u>387 単位</u>
(3) 区分4	<u>316単位</u>	(3) 区分4	<u>312 単位</u>
(4) 区分3	<u>239単位</u>	(4) 区分3	<u>236 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>174単位</u>	(5) 区分2以下	<u>171 単位</u>
ロ 利用定員が41人以上50人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	<u>362単位</u>	(1) 区分6	<u>360 単位</u>
(2) 区分5	<u>303単位</u>	(2) 区分5	<u>301 単位</u>
(3) 区分4	<u>240単位</u>	(3) 区分4	<u>239 単位</u>
(4) 区分3	<u>189単位</u>	(4) 区分3	<u>188 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>150単位</u>	(5) 区分2以下	<u>149 単位</u>
ハ 利用定員が51人以上60人以下		(新設)	

(1) <u>区分6</u>	<u>355単位</u>		
(2) <u>区分5</u>	<u>297単位</u>		
(3) <u>区分4</u>	<u>235単位</u>		
(4) <u>区分3</u>	<u>185単位</u>		
(5) <u>区分2以下</u>	<u>147単位</u>		
三 <u>利用定員が61人以上70人以下</u>		ハ <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>301単位</u>	(1) <u>区分6</u>	<u>299単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>252単位</u>	(2) <u>区分5</u>	<u>251単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>202単位</u>	(3) <u>区分4</u>	<u>201単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>166単位</u>	(4) <u>区分3</u>	<u>165単位</u>
(5) <u>区分2以下</u>	<u>137単位</u>	(5) <u>区分2以下</u>	<u>135単位</u>
ホ <u>利用定員が71人以上80人以下</u>		(新設)	
(1) <u>区分6</u>	<u>295単位</u>		
(2) <u>区分5</u>	<u>247単位</u>		
(3) <u>区分4</u>	<u>198単位</u>		
(4) <u>区分3</u>	<u>163単位</u>		
(5) <u>区分2以下</u>	<u>133単位</u>		
ヘ <u>利用定員が81人以上</u>		ニ <u>利用定員が81人以上</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>273単位</u>	(1) <u>区分6</u>	<u>273単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>225単位</u>	(2) <u>区分5</u>	<u>226単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>181単位</u>	(3) <u>区分4</u>	<u>181単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>150単位</u>	(4) <u>区分3</u>	<u>149単位</u>
(5) <u>区分2以下</u>	<u>129単位</u>	(5) <u>区分2以下</u>	<u>128単位</u>

第2 共同生活援助		第2 共同生活援助	
1 共同生活援助サービス費（1日につき）		1 共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1の場合）	
		(1) 区分6	<u>667 単位</u>
		(2) 区分5	<u>552 単位</u>
		(3) 区分4	<u>471 単位</u>
		(4) 区分3	<u>381 単位</u>
		(5) 区分2	<u>292 単位</u>
		(6) 区分1以下	<u>243 単位</u>
（削る）		ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（5：1の場合）	
		(1) 区分6	<u>616 単位</u>
		(2) 区分5	<u>500 単位</u>
		(3) 区分4	<u>421 単位</u>
		(4) 区分3	<u>331 単位</u>
		(5) 区分2	<u>243 単位</u>
		(6) 区分1以下	<u>198 単位</u>
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1の場合）		ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6：1の場合）	
(1) 区分6	<u>600 単位</u>	(1) 区分6	<u>583 単位</u>
(2) 区分5	<u>456 単位</u>	(2) 区分5	<u>467 単位</u>
(3) 区分4	<u>372 単位</u>	(3) 区分4	<u>387 単位</u>
(4) 区分3	<u>297 単位</u>	(4) 区分3	<u>298 単位</u>
(5) 区分2	<u>188 単位</u>	(5) 区分2	<u>209 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>170 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）		ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）	

(1) 区分6	<u>717 単位</u>	(1) 区分6	<u>697 単位</u>
(2) 区分5	<u>569 単位</u>	(2) 区分5	<u>582 単位</u>
(3) 区分4	<u>481 単位</u>	(3) 区分4	<u>501 単位</u>
(4) 区分3	<u>410 単位</u>	(4) 区分3	<u>411 単位</u>
(5) 区分2	<u>290 単位</u>	(5) 区分2	<u>322 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>273 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>272 単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
（削る）		(1) <u>4 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>444 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>398 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>364 単位</u>
（削る）		(2) <u>5 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>393 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>346 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>314 単位</u>
<u>（6 : 1 の場合）</u>		(3) <u>6 : 1 の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>369 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>359 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>306 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>313 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>270 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>281 単位</u>
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）（3 : 1 の場合）</u>	
		(1) <u>区分6</u>	<u>1,105 単位</u>
		(2) <u>区分5</u>	<u>989 単位</u>

		(3) <u>区分4</u>	<u>907 単位</u>
		(4) <u>区分3</u>	<u>650 単位</u>
(削る)		ロ <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4 : 1の場合)</u>	
		(1) <u>区分6</u>	<u>1,021 単位</u>
		(2) <u>区分5</u>	<u>904 単位</u>
		(3) <u>区分4</u>	<u>822 単位</u>
		(4) <u>区分3</u>	<u>574 単位</u>
<u>イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (5 : 1の場合)</u>		<u>ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5 : 1の場合)</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>997 単位</u>	(1) <u>区分6</u>	<u>969 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>860 単位</u>	(2) <u>区分5</u>	<u>852 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>771 単位</u>	(3) <u>区分4</u>	<u>770 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>524 単位</u>	(4) <u>区分3</u>	<u>528 単位</u>
<u>ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)</u>		<u>ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>1,168 単位</u>	(1) <u>区分6</u>	<u>1,135 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>1,028 単位</u>	(2) <u>区分5</u>	<u>1,019 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>938 単位</u>	(3) <u>区分4</u>	<u>937 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>672 単位</u>	(4) <u>区分3</u>	<u>677 単位</u>
<u>ハ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合</u>		<u>ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合</u>	
(削る)		(1) <u>3 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>910 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>793 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>712 単位</u>
		(四) <u>区分3</u>	<u>563 単位</u>
		(五) <u>区分2</u>	<u>414 単位</u>

(削る)		(六) <u>区分1以下</u>	<u>360 単位</u>
		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>826 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>709 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>627 単位</u>
		(四) <u>区分3</u>	<u>486 単位</u>
		(五) <u>区分2</u>	<u>337 単位</u>
		(六) <u>区分1以下</u>	<u>292 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>765 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>774 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>627 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>657 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>539 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>575 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>407 単位</u>	(四) <u>区分3</u>	<u>440 単位</u>
(5) <u>区分2</u>	<u>270 単位</u>	(五) <u>区分2</u>	<u>292 単位</u>
(6) <u>区分1以下</u>	<u>253 単位</u>	(六) <u>区分1以下</u>	<u>252 単位</u>
二 <u>体験利用の場合 (日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</u>		(4) <u>体験利用の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>929 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>940 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>787 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>824 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>695 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>742 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>546 単位</u>	(四) <u>区分3</u>	<u>590 単位</u>
(5) <u>区分2</u>	<u>408 単位</u>	(五) <u>区分2</u>	<u>441 単位</u>
(6) <u>区分1以下</u>	<u>389 単位</u>	(六) <u>区分1以下</u>	<u>387 単位</u>
ホ <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</u>		ハ <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</u>	

(削る)		(1) <u>3 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>698 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>651 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>617 単位</u>
(削る)		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>612 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>566 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>533 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>565 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>561 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>505 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>515 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>467 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>482 単位</u>
△ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(削る)		(1) <u>3 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>605 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>558 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>525 単位</u>
(削る)		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>520 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>474 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>440 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>454 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>469 単位</u>

(2) 区分5	394 単位	(二) 区分5	422 単位
(3) 区分4	356 単位	(三) 区分4	389 単位
1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4:1）	243 単位
（削る）		ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（5:1）	198 単位
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6:1）	171 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6:1）	170 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（10:1）	115 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）（10:1）	114 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（体験）	273 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）（体験）	272 単位
※ 人員配置体制加算			
事業所に置くべき従業員に加え、一定数以上の従業員が配置されている事業所において、1日につき所定単位数を加算する。			
1の2の3 退居後共同生活援助サービス費	2,000 単位	（新設）	
1の2の4 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	2,000 単位	（新設）	
1の3 受託居宅介護サービス費		1の3 受託居宅介護サービス費	
イ 所要時間15分未満の場合	96 単位	イ 所要時間15分未満の場合	96 単位
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	194 単位	ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	193 単位
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	263 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数	ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	262 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 564 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

第 3 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,566 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,095 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,172 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 821 単位

ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700 単位

《訓練系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 819 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 732 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 695 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 667 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 629 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 265 単位

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 561 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

第 3 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,558 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,090 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,166 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 817 単位

(新設)

《訓練系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 815 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 728 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 692 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 664 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 626 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>606 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>584 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>779 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750 単位</u>
ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>721 単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>717 単位</u>
ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>721 単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>717 単位</u>
第 2 自立訓練（生活訓練）		第 2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1 日につき）		生活訓練サービス費（1 日につき）	
イ 生活訓練サービス費（I）		イ 生活訓練サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下	<u>776 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下	<u>748 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>693 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>668 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>659 単位</u>	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>635 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>633 単位</u>	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>610 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上	<u>595 単位</u>	(5) 利用定員が 81 人以上	<u>573 単位</u>
ロ 生活訓練サービス費（II）		ロ 生活訓練サービス費（II）	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>265 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>255 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>606 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>584 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>779 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750 単位</u>
ハ 生活訓練サービス費（III）		ハ 生活訓練サービス費（III）	
(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	<u>281 単位</u>	(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	<u>271 単位</u>
(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	<u>170 単位</u>	(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	<u>164 単位</u>
ニ 生活訓練サービス費（IV）		ニ 生活訓練サービス費（IV）	
(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	<u>281 単位</u>	(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	<u>271 単位</u>
(2) 利用期間が 3 年間を超える場合	<u>170 単位</u>	(2) 利用期間が 3 年間を超える場合	<u>164 単位</u>
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>690 単位</u>	ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>665 単位</u>

<p>へ 基準該当生活訓練サービス費 <u>690 単位</u></p> <p>≪就労系サービス≫</p> <p>第1 就労移行支援</p> <p>就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,210 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>1,020 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>879 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>719 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>569 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>519 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>479 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,055 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>881 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>743 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>649 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>524 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>466 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>432 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,023 単位</u></p>	<p>へ 基準該当生活訓練サービス費 <u>665 単位</u></p> <p>≪就労系サービス≫</p> <p>第1 就労移行支援</p> <p>就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,128 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>959 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>820 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>690 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>557 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>507 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>468 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,035 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>863 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>725 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>631 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>506 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>448 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>414 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,003 単位</u></p>
---	---

(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>857 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>838 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>711 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>693 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>614 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>596 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>515 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>497 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>446 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>428 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>413 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>395 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>968 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>948 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>816 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>797 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>664 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>646 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>562 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>544 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>494 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>476 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>418 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>400 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>387 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>369 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>935 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>915 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>779 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>760 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>625 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>607 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>516 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>498 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>478 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>460 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>392 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>374 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>364 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>346 単位</u>
□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	

(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>756 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>736 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>644 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>625 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>553 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>535 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>468 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>450 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>381 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>363 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>348 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>330 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>323 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>305 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>699 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>679 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>587 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>568 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>495 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>477 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>433 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>415 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>351 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>333 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>313 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>295 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>291 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>273 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>665 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>645 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>560 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>541 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>464 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>446 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>402 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>384 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>338 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>295 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>277 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>272 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>254 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	

(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>658 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>638 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>554 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>535 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>453 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>435 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>384 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>366 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>338 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>286 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>268 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>266 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>248 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>653 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>633 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>545 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>526 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>439 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>421 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>363 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>345 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>337 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>319 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>277 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>259 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>258 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>240 単位</u>
第 2 就労継続支援 A 型		第 2 就労継続支援 A 型	
就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）		イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>791 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>724 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>733 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>692 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>701 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>676 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>666 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>655 単位</u>

(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>533 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>527 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>419 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>413 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>325 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>319 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>710 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>643 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>656 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>615 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>626 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>601 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>594 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>583 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>474 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>468 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>373 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>367 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>288 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>282 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>672 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>605 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>619 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>578 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>590 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>565 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>558 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>547 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>445 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>439 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>350 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>344 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>271 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>265 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>660 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>593 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>609 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>568 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>580 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>555 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>547 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>536 単位</u>

(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>438 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>432 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>344 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>338 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>266 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>260 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>641 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>574 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>588 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>547 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>559 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>534 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>529 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>518 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>422 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>416 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>333 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>327 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>252 単位</u>
□ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)		□ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>727 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>660 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>671 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>630 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>641 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>616 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>608 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>597 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>486 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>480 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>382 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>376 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>296 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>290 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>655 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>588 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>604 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>574 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>549 単位</u>

(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>543 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>532 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>432 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>426 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>341 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>335 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>264 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>613 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>546 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>522 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>535 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>510 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>505 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>494 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>403 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>397 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>318 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>312 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>246 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>240 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>602 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>535 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>552 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>511 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>524 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>499 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>495 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>484 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>394 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>388 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>311 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>305 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>241 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>235 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>583 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>516 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>534 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>493 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>507 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>482 単位</u>

(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>478 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>467 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>381 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>375 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>301 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>295 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>232 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>226 単位</u>
第 3 就労継続支援 B 型		第 3 就労継続支援 B 型	
就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 B 型サービス費（I）		（新設）	
(1) 利用定員が 20 人以下			
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>837 単位</u>		
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>805 単位</u>		
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>758 単位</u>		
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>738 単位</u>		
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>726 単位</u>		
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>703 単位</u>		
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>673 単位</u>		
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>590 単位</u>		
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下			
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>746 単位</u>		
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>717 単位</u>		
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>676 単位</u>		
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>660 単位</u>		
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>637 単位</u>		
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>624 単位</u>		

(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>526単位</u>
(3)	<u>利用定員が41人以上60人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>700単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>674単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>636単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>620単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>586単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>563単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>494単位</u>
(4)	<u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>688単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>662単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>625単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>609単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>589単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>575単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>553単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>485単位</u>
(5)	<u>利用定員が81人以上</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>640単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>605単位</u>

(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>570 単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>557 単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>535 単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>468 単位</u>		
<u>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>		<u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>748 単位</u>	(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>702 単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>716 単位</u>	(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>672 単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>669 単位</u>	(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>657 単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>649 単位</u>	(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>643 単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>637 単位</u>	(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>631 単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>614 単位</u>	(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>611 単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>584 単位</u>	(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>537 単位</u>	(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>566 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666 単位</u>	(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>625 単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>637 単位</u>	(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>598 単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>596 単位</u>	(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>584 単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>580 単位</u>	(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>572 単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>557 単位</u>	(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>551 単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>544 単位</u>	(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>541 単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>520 単位</u>	(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>525 単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>478 単位</u>	(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>504 単位</u>

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>625 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>586 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>599 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>562 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>561 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>549 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>545 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>537 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>525 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>518 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>488 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>493 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>449 単位</u>	(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>473 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>614 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>576 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>588 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>552 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>551 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>539 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>535 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>527 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>515 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>508 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>501 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>498 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>479 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>484 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>440 単位</u>	(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>594 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>557 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>568 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>533 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>533 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>521 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>518 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>510 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>498 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>491 単位</u>

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>485 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>482 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>463 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>425 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>448 単位</u>
<u>ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>		<u>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>682 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>653 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>613 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>611 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>594 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>572 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>557 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>554 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>532 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>538 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>490 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>516 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>609 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>584 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>534 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>532 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>511 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>497 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>494 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>475 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>438 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>461 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>564 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529 単位</u>

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>541 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>507 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>508 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>495 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>493 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>474 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>461 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>458 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>441 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>445 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>405 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>427 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>554 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>519 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>530 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>497 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>498 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>485 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>483 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>475 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>465 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>458 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>452 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>449 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>432 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>436 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>397 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>418 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>535 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>501 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>512 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>459 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>449 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>442 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>437 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>434 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>417 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>421 単位</u>

(ハ) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>384 単位</u>	(ハ) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>404 単位</u>
ニ 就労継続支援B型サービス費(IV)		(新設)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>584 単位</u>		
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>519 単位</u>		
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>488 単位</u>		
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>479 単位</u>		
(5) 利用定員が81人以上	<u>462 単位</u>		
ホ 就労継続支援B型サービス費(V)		ハ 就労継続支援B型サービス費(III)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>530 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>556 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>471 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>494 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>443 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>463 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>434 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>454 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>419 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>438 単位</u>
ヘ 就労継続支援B型サービス費(VI)		ニ 就労継続支援B型サービス費(IV)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>484 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>506 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>430 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>451 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>398 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>417 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>390 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>408 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>376 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>394 単位</u>
第4 就労定着支援		第4 就労定着支援	
就労定着支援サービス費(1月につき)		就労定着支援サービス費(1月につき)	
(削る)		イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>3,512 単位</u>	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>3,449 単位</u>

(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>3,348 単位</u>	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>3,285 単位</u>
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,768 単位</u>	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,710 単位</u>
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,234 単位</u>	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,176 単位</u>
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,690 単位</u>	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,642 単位</u>
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,433 単位</u>	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,395 単位</u>
(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>1,074 単位</u>	(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>1,046 単位</u>
(削る)		ロ 利用者数が21人以上40人以下	
		(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>2,759 単位</u>
		(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>2,628 単位</u>
		(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,168 単位</u>
		(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,741 単位</u>
		(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,314 単位</u>
		(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,117 単位</u>
		(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>837 単位</u>
(削る)		ハ 利用者数が41人以上	
		(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>2,587 単位</u>
		(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>2,463 単位</u>
		(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,032 単位</u>
		(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,632 単位</u>
		(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,232 単位</u>
		(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,047 単位</u>
		(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>785 単位</u>
第5 就労選択支援		(新設)	

<u>就労選択支援サービス費（1日につき）</u>	<u>1,210 単位</u>		
《相談系サービス》		《相談系サービス》	
第1 計画相談支援費		第1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	<u>2,014 単位</u>	(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	<u>1,864 単位</u>
(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	<u>1,914 単位</u>	(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	<u>1,764 単位</u>
(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	<u>1,822 単位</u>	(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	<u>1,672 単位</u>
(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	<u>1,672 単位</u>	(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	<u>1,622 単位</u>
(5) サービス利用支援費(I)	<u>1,572 単位</u>	(5) サービス利用支援費(I)	<u>1,522 単位</u>
(6) サービス利用支援費(II)	732 単位	(6) サービス利用支援費(II)	732 単位
ロ 継続サービス利用支援費		ロ 継続サービス利用支援費	
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	<u>1,761 単位</u>	(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	<u>1,613 単位</u>
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	<u>1,661 単位</u>	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	<u>1,513 単位</u>
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	<u>1,558 単位</u>	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	<u>1,410 単位</u>
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	<u>1,408 単位</u>	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	<u>1,360 単位</u>
(5) 継続サービス利用支援費(I)	<u>1,308 単位</u>	(5) 継続サービス利用支援費(I)	<u>1,260 単位</u>
(6) 継続サービス利用支援費(II)	606 単位	(6) 継続サービス利用支援費(II)	606 単位
第2 障害児相談支援費		第2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費		イ 障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)	<u>2,201 単位</u>	(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)	<u>2,027 単位</u>

(2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>2,101 単位</u>	(2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>1,927 単位</u>
(3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>2,016 単位</u>	(3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>1,842 単位</u>
(4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,866 単位</u>	(4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,792 単位</u>
(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,766 単位</u>	(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,692 単位</u>
(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位	(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位
□ 継続障害児支援利用援助費		□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,896 単位</u>	(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,724 単位</u>
(2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>1,796 単位</u>	(2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>1,624 単位</u>
(3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>1,699 単位</u>	(3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>1,527 単位</u>
(4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,548 単位</u>	(4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,476 単位</u>
(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,448 単位</u>	(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,376 単位</u>
(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位	(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費		地域移行支援サービス費	
イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	<u>3,613 単位</u>	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	<u>3,504 単位</u>
ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	<u>3,157 単位</u>	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	<u>3,062 単位</u>
ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	<u>2,422 単位</u>	ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	<u>2,349 単位</u>
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	<u>315 単位</u>	イ 体制確保費	<u>306 単位</u>
ロ 緊急時支援費		ロ 緊急時支援費	
(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>734 単位</u>	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>712 単位</u>

(2) 緊急時支援費(Ⅱ) 98 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1(指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下同じ。)

(一) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- a 利用定員30人以下の場合 3,136 単位
- b 利用定員31人以上40人以下の場合 3,061 単位
- c 利用定員41人以上50人以下の場合 2,991 単位
- d 利用定員51人以上60人以下の場合 2,924 単位
- e 利用定員61人以上70人以下の場合 2,897 単位
- f 利用定員71人以上80人以下の場合 2,873 単位
- g 利用定員81人以上の場合 2,849 単位

(二) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上)の場合

- a 利用定員30人以下の場合 2,120 単位
- b 利用定員31人以上40人以下の場合 2,045 単位
- c 利用定員41人以上50人以下の場合 1,975 単位
- d 利用定員51人以上60人以下の場合 1,909 単位
- e 利用定員61人以上70人以下の場合 1,881 単位
- f 利用定員71人以上80人以下の場合 1,857 単位

(2) 緊急時支援費(Ⅱ) 95 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (口又はハに該当する場合を除く。)

(新設)

(1) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- (一) 利用定員30人以下の場合 3,086 単位
- (二) 利用定員31人以上40人以下の場合 3,005 単位
- (三) 利用定員41人以上50人以下の場合 2,930 単位
- (四) 利用定員51人以上60人以下の場合 2,859 単位
- (五) 利用定員61人以上70人以下の場合 2,830 単位
- (六) 利用定員71人以上80人以下の場合 2,804 単位
- (七) 利用定員81人以上の場合 2,778 単位

(2) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上)の場合

- (一) 利用定員30人以下の場合 2,086 単位
- (二) 利用定員31人以上40人以下の場合 2,005 単位
- (三) 利用定員41人以上50人以下の場合 1,930 単位
- (四) 利用定員51人以上60人以下の場合 1,859 単位
- (五) 利用定員61人以上70人以下の場合 1,830 単位
- (六) 利用定員71人以上80人以下の場合 1,804 単位

g 利用定員 81 人以上の場合	1,833 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,778 単位
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(3) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 30 人以下の場合	1,782 単位	(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,753 単位
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,706 単位	(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,672 単位
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,636 単位	(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,597 単位
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,570 単位	(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,526 単位
e 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,543 単位	(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,497 単位
f 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,519 単位	(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,471 単位
g 利用定員 81 人以上の場合	1,495 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,445 単位
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(4) (1)から(3)まで以外の場合	
a 利用定員 30 人以下の場合	1,104 単位	(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,086 単位
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,029 単位	(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,005 単位
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	959 単位	(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	930 単位
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	893 単位	(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	859 単位
e 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	866 単位	(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	830 単位
f 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	841 単位	(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	804 単位
g 利用定員 81 人以上の場合	817 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	778 単位
(2) 時間区分 2（指定児童発達支援の提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下。以下同じ。）		(新設)	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合			
a 利用定員 30 人以下の場合	3,163 単位		
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	3,085 単位		
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	3,013 単位		
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	2,945 単位		

e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>2,918 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>2,893 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>2,868 単位</u>
(二)	<u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>2,147 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,069 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,997 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,929 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,902 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,877 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,852 単位</u>
(三)	<u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,808 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,731 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,659 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,591 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,563 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,538 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,514 単位</u>
(四)	<u>(一)から(三)まで以外の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,131 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,053 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>981 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>913 単位</u>

e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>886 単位</u>	(新設)
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>861 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>836 単位</u>	
(3)	<u>時間区分 3 (指定児童発達支援の提供時間が 3 時間超 5 時間以下</u>		
	<u>。以下同じ。)</u>		
(一)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 32 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>3,215 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>3,134 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>3,059 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>2,987 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>2,958 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>2,932 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>2,906 単位</u>	
(二)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 16 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>2,199 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,118 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>2,043 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,971 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,942 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,916 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,890 単位</u>	
(三)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 3 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,861 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,780 単位</u>	

c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,704 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,633 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,604 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,578 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,551 単位</u>

(四) (一)から(三)まで以外の場合

a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,184 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,102 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,027 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>955 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>926 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>900 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>874 単位</u>

(削る)

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合

(一)	<u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>3,384 単位</u>
(二)	<u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>3,191 単位</u>
(三)	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>3,075 単位</u>
(四)	<u>利用定員 41 人以上の場合</u>	<u>2,975 単位</u>

(2) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合

(一)	<u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>2,384 単位</u>
(二)	<u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>2,191 単位</u>
(三)	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,075 単位</u>

<p>(削る)</p> <p>□ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 時間区分1</p> <p>(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>a 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p>	<p>(四) 利用定員41人以上の場合 1,975単位</p> <p>(3) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p> <p>(一) 利用定員20人以下の場合 2,051単位</p> <p>(二) 利用定員21人以上30人以下の場合 1,858単位</p> <p>(三) 利用定員31人以上40人以下の場合 1,742単位</p> <p>(四) 利用定員41人以上の場合 1,642単位</p> <p>(4) (1)から(3)まで以外の場合</p> <p>(一) 利用定員20人以下の場合 1,384単位</p> <p>(二) 利用定員21人以上30人以下の場合 1,191単位</p> <p>(三) 利用定員31人以上40人以下の場合 1,075単位</p> <p>(四) 利用定員41人以上の場合 975単位</p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>合</p> <p>(1) 利用定員15人以下の場合 1,331単位</p> <p>(2) 利用定員16人以上20人以下の場合 1,040単位</p> <p>(3) 利用定員21人以上の場合 924単位</p> <p>三 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p>
---	---

(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,933 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,684 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,568 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,486 単位</u>
b 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,917 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,668 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,552 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,486 単位</u>
c 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,579 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,552 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,280 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,214 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,153 単位</u>
d a から c まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>901 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>652 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>536 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>486 単位</u>
(二) (一)以外の場合		(2) (1)以外の場合	
a 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,813 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,754 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,593 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,513 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,493 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,404 単位</u>
b 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,797 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,754 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,577 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,513 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,477 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,404 単位</u>

c	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,459 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,238 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,139 単位</u>
d	a から c まで以外の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>781 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>561 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>461 単位</u>

(2) 時間区分 2

(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

a	医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>2,959 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,702 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>2,582 単位</u>
b	医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,943 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,687 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,567 単位</u>
c	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,605 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,348 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,228 単位</u>
d	a から c まで以外の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>928 単位</u>

(三)	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
a	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,421 単位</u>
b	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,180 単位</u>
c	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,071 単位</u>
(四)	(一)から(三)まで以外の場合	
a	利用定員 10 人以下の場合	<u>754 単位</u>
b	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>513 単位</u>
c	利用定員 21 人以上の場合	<u>404 単位</u>

(新設)

(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>671 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>551 単位</u>	
(二) <u>(一)以外の場合</u>		
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,836 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,608 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,505 単位</u>	
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,820 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,592 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,489 単位</u>	
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,481 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,254 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,151 単位</u>	
d <u>a から c まで以外の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>804 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>576 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>473 単位</u>	
(3) <u>時間区分 3</u>		(新設)
(一) <u>主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>		
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>3,012 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,739 単位</u>	

(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,611 単位</u>
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,996 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,723 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,596 単位</u>
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,658 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,385 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,257 単位</u>
d <u>a から c まで以外の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>980 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>707 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>580 単位</u>
(二) <u>(一)以外の場合</u>	
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,881 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,639 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,529 単位</u>
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,865 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,623 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,513 単位</u>
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,526 単位</u>

(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,284 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,175 単位</u>		
d <u>a から c まで以外の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>849 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>607 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>497 単位</u>		
ハ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合</u>	<u>2,131 単位</u>	(1) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>2,098 単位</u>
(削る)		(2) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,757 単位</u>
(2) <u>利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合</u>	<u>1,347 単位</u>	(3) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,511 単位</u>
(削る)		(4) <u>利用定員が 8 人の場合</u>	<u>1,326 単位</u>
(削る)		(5) <u>利用定員が 9 人の場合</u>	<u>1,184 単位</u>
(削る)		(6) <u>利用定員が 10 人の場合</u>	<u>1,069 単位</u>
(3) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>850 単位</u>	(7) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>837 単位</u>
ニ <u>共生型児童発達支援給付費</u>	<u>682 単位</u>	ヘ <u>共生型児童発達支援給付費</u>	<u>591 単位</u>
ホ <u>基準該当児童発達支援給付費</u>		ト <u>基準該当児童発達支援給付費</u>	
(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)</u>	<u>793 単位</u>	(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)</u>	<u>701 単位</u>
(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)</u>	<u>682 単位</u>	(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)</u>	<u>591 単位</u>
別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）		別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）	
(略)		(略)	
(削る)		第 2 <u>医療型児童発達支援</u>	

《放課後等デイサービス》

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ又はニに該当する場合を除く。）

(1) 時間区分1

(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合

- a 利用定員10人以下の場合 2,591 単位
- b 利用定員11人以上20人以下の場合 2,399 単位
- c 利用定員21人以上の場合 2,304 単位

(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合

- a 利用定員10人以下の場合 1,583 単位

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

389 単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

501 単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

338 単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

450 単位

《放課後等デイサービス》

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（3時間以上）

(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合

- a 利用定員10人以下の場合 2,604 単位
- b 利用定員11人以上20人以下の場合 2,402 単位
- c 利用定員21人以上の場合 2,302 単位

(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合

- a 利用定員10人以下の場合 1,604 単位

b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,391 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,402 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,296 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,302 単位</u>
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,247 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,271 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,055 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,069 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>960 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>969 単位</u>
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>574 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>604 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>382 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>402 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>287 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>302 単位</u>
(2) <u>時間区分 2</u>		(2) <u>区分 2（3 時間未満）</u>	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,627 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,423 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,322 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,295 単位</u>
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,618 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,414 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,313 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,295 単位</u>
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,282 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,258 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,078 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,060 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>977 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>962 単位</u>
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	

a 利用定員 10 人以下の場合	<u>609 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>406 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>305 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>295 単位</u>
(3) 時間区分 3		(新設)	
(一) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,683 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,461 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,361 単位</u>		
(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,674 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,452 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,352 単位</u>		
(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,339 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,116 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,016 単位</u>		
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>666 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>443 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>343 単位</u>		
※(3)については学校休業日のみ算定可とする。			
(削る)		ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	
		(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	

	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,372 単位</u>
	(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,372 単位</u>
	(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,388 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,147 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,039 単位</u>
	(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>372 単位</u>
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) <u>利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合</u>	(一) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>1,756 単位</u>
(削る)	(二) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,467 単位</u>
(削る)	(三) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,263 単位</u>
(二) <u>利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合</u>	(四) <u>利用定員が 8 人の場合</u>	<u>1,108 単位</u>
(削る)	(五) <u>利用定員が 9 人の場合</u>	<u>989 単位</u>
(削る)	(六) <u>利用定員が 10 人の場合</u>	<u>893 単位</u>
(三) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	(七) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>686 単位</u>
		<u>692 単位</u>

(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下</u> の場合	<u>2,056 単位</u>	(一) 利用定員が <u>5人</u> の場合	<u>2,038 単位</u>
(削る)		(二) 利用定員が <u>6人</u> の場合	<u>1,706 単位</u>
(削る)		(三) 利用定員が <u>7人</u> の場合	<u>1,466 単位</u>
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下</u> の場合	<u>1,299 単位</u>	(四) 利用定員が <u>8人</u> の場合	<u>1,288 単位</u>
(削る)		(五) 利用定員が <u>9人</u> の場合	<u>1,150 単位</u>
(削る)		(六) 利用定員が <u>10人</u> の場合	<u>1,039 単位</u>
(三) 利用定員が <u>11人以上</u> の場合	<u>817 単位</u>	(七) 利用定員が <u>11人以上</u> の場合	<u>810 単位</u>
ハ 共生型放課後等デイサービス給付費		三 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>430 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>507 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>534 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>602 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>652 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>430 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>507 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
第4 居宅訪問型児童発達支援		第4 居宅訪問型児童発達支援	
1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,066 単位</u>	1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>
第5 保育所等訪問支援		第5 保育所等訪問支援	

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>1,071 単位</u>	1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>1,035 単位</u>
<u>《障害児入所支援》</u>		<u>《障害児入所支援》</u>	
第1 福祉型障害児入所施設		第1 福祉型障害児入所施設	
1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）		1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	<u>957 単位</u>		<u>941 単位</u>
(2) 入所定員が10人の場合		(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
	<u>837 単位</u>		<u>823 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,727 単位</u>		<u>1,697 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	<u>957 単位</u>		<u>941 単位</u>
(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
	<u>665 単位</u>		<u>654 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,109 単位</u>		<u>1,090 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	<u>878 単位</u>		<u>863 単位</u>
(4) <u>入所定員が16人以上20人以下の場合</u>		(新設)	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	645 単位		
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,075 単位		
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	852 単位		
(5) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	837 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 (新設)	823 単位
(6) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	812 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 (新設)	688 単位
(7) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合	700 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	614 単位
(8) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	665 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	590 単位
(9) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	625 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	568 単位
(10) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	600 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	545 単位
(11) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	578 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	526 単位
(12) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	554 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	504 単位
(13) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	535 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	501 単位
(14) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	513 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	499 単位
(15) 入所定員が 101 人以上の場合	493 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	496 単位
(削る)		(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	493 単位
(削る)		(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	490 単位
(削る)		(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	485 単位
(削る)		(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	481 単位
(削る)		(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	477 単位
(削る)			

(削る)		(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	473 単位
(削る)		(21) 入所定員が 191 人以上の場合	470 単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	845 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	831 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	772 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	759 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	734 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	721 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	701 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	689 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	668 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	657 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	637 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	626 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

	<u>1,903 単位</u>		<u>1,870 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>988 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>694 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>682 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,360 単位</u>		<u>1,337 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>900 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>644 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>633 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,142 単位</u>		<u>1,122 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>900 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>577 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>567 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,022 単位</u>		<u>1,005 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>871 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>542 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>533 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

	<u>871 単位</u>		<u>856 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>871 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>767 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>754 単位</u>
(9)入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>713 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>701 単位</u>
(10)入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>626 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>615 単位</u>
(11)入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>603 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>593 単位</u>
(12)入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>582 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>572 単位</u>
(13)入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>560 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>550 単位</u>
(14)入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>540 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>531 単位</u>
(15)入所定員が 91 人以上の場合	<u>519 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>510 単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,246 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>929 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設である		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設である	

とき	<u>929 単位</u>	とき	<u>913 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,889 単位</u>		<u>1,857 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>695 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>683 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,349 単位</u>		<u>1,326 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>895 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>647 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>636 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,139 単位</u>		<u>1,120 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>895 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>573 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>563 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>949 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>866 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>545 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>536 単位</u>

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であると	<u>866 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>851 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>866 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>763 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>750 単位</u>
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>710 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>698 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>623 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>612 単位</u>
(11) 所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>600 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>590 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>580 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>570 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>558 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>548 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>537 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>528 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>518 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>509 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>766 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>753 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>752 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>739 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>737 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>724 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>720 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>708 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>380 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>352 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>189 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>175 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>988 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>914 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>454 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>420 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>415 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>384 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>380 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>352 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>345 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>319 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>223 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>206 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>205 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>190 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>189 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>175 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>173 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>160 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,190 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,101 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,084 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,003 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>988 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>914 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>891 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>825 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>137 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>127 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>962 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>890 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	

(一) 60日目まで	<u>165 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>153 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>150 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>139 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>137 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>127 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>124 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>115 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,164 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>1,077 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>1,058 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>979 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>962 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>890 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>865 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>801 単位</u>